

令和元年度広野町ふるさと創生大学（第3回）開催

8月1日、広野町ふるさと創生大学（第3回）が広野町公民館2階大会議室において開催され30名参加しました。
 講師 福島県双葉警察署 地域交通課長 田中 秀幸 先生
 講義 「交通事故防止について」
 参加者は、ドライバーが交通事故を回避するために行う「防衛運転」という運転方法があるというこ

と。また、歩行者は反射材などの活用が事故対策につながる等の内容に興味深く聞き入っていました。



地域おこし協力隊通信

皆さん、こんにちは。起業型地域おこし協力隊の大場美奈です。
 今回は7月に行ったイベントについてです。7月24日に楡葉町の交流会館楡葉キャンパスで1周年交流イベントが開催されました。私は子供向けの宝つりゲームで出店しました。手作りのキーホルダーを磁石のついた割りばしで釣り上げるゲームです。当日は天気も良くたくさんのお子さんに楽しんでもらうことができました。広野町にもこのような楽しい交流スペースが欲しいなと思いました。
 そして7月28日に私の協力隊としての任務について地域の皆さんに発表させていただきました。私は広野町に誰でも利用できる交流スペースを作ろうとしています。発表会を通してたくさんの貴重な意見を聞くことができました。ご参加いただいた皆様には本当に感謝しています。ありがとうございました。今後もこのようなイベントを定期的開催し、皆さ

んの意見を取り入れた交流スペースを作りたいと考えています。ご協力をお願いします。



問 復興企画課 ☎0240-27-1251

テレビに関する無償支援について

地上デジタル放送の映りが悪くてお困りの方は、「デジサポ福島」の無償支援を受けることができます。お気軽に相談受付ダイヤルまでご連絡ください。
 [相談事例]
 □テレビが映らない。映りが悪い。
 □特定の放送局が映らない。季節によってテレビの映りが悪くなる。
 □帰還してみたらアンテナが壊れたり劣化して困っている。
 [支援事例]
 ■アンテナやケーブル、ブースターなどの点検
 ■壊れた(劣化した)アンテナ、ケーブル、ブースターなどの改修
 ■個別アンテナの新設工事
 ■共同アンテナの新設・加入工事

[支援条件]
 ■東日本震災時に原発避難区域にお住いだった方(被災証明・罹災証明)
 ■NHK放送受信契約者、または今後受信契約を結ばれる方
 ※支援の対象は地上デジタル放送のみです。BS・CS放送は対象になりません。
 [相談受付・支援申込先]
 デジサポ福島(総務省 福島原発避難区域テレビ受信者支援センター) ☎0570-007-401
 (IP電話・PHSからは☎024-525-8220)
 受付時間 午前9時~午後6時
 (土日祝日・年末年始休日を除く)
 〒960-8031 福島市栄町10-21 福島栄町ビル7階
 Webサイト <https://www.digisuppo-fukushima.jp/>

成年後見相談会について

高齢者・障がい者に関わる法律問題や遺言・相続・遺産分割・贈与・登記など、みなさんの身の回りでお困りになっていることはありませんか?
 「福島県司法書士会」と「成年後見センター・リー

ガルサポートふくしま支部」では、下記の日程で第22回司法書士による無料相談会を開催します。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

	開催日	時間	場所
広野	常時開催	直接お電話の上 ご予約願います	ふたば災害復興支援事務所 双葉郡広野町広洋台1-1-89
福島	10月5日(土)	午後1時~午後4時10分	福島県司法書士会館 福島市新浜町6-28
福島	10月16日(水)	午後5時30分~午後7時50分	福島県司法書士会館 福島市新浜町6-28
郡山	10月2日(水)	午後6時~午後8時20分	郡山市労働福祉会館 郡山市虎丸町7-7
会津	10月5日(土)	午後1時~午後4時	会津稽古堂(生涯学習総合センター) 会津若松市栄町3-50
白河	10月3日(木)	午後5時~午後8時	マイタウン白河 白河市本町2
いわき	10月16日(水)	午後6時~午後8時30分	いわき市労働福祉会館 いわき市平字堂ノ前22
南相馬	10月19日(土)	午前10時~午後1時	南相馬災害復興支援事務所 南相馬市鹿島区鹿島字北畑26-4

ご予約はフリーダイヤル0120-81-5539まで、広野会場のみ直接☎0240-23-6454までお願いします。
 問 (公社)成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部 ☎024-534-7502

知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。
 この制度は、事業主の方々、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主: 建設業を営む方
 対象となる労働者: 建設業の現場で働く人
 掛金: 日額310円

- 特長
 - ・国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
 - ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
 - ・掛金の一部を国が助成します。
 - ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
 - ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

★建退共制度の特例措置のお知らせ★
 建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております

- 建退共から事業主の皆様へのごお願い
 - ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。
 - ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

建退共 検索

詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。

問 建退共福島県支部 ☎024-523-1618